

入札保証金について

当社の希望型指名競争入札に参加する場合は、事前に入札保証金を弊社に預けていただくこととなりますので以下の事項に留意して下さい。

1 入札保証金

入札に参加される方が見積る契約金額の100分の3以上の入札保証金をお預かりします。

ただし、過去3年間に本工事概要と同種・同規模の工事を施工した実績がある場合は免除いたします。

2 入札保証の方法

入札保証の方法は以下のいずれかの方法によるものとします。

- (1) 銀行振込による入金
- (2) 国債、地方債
- (3) 金融機関等による入札保証
- (4) 保険会社による入札保証保険

3 入札保証金を免除するにあたっての注意事項等

- (1) 入札保証金を免除とする場合は、契約書の写し及び概要等の実績のわかる資料を提出して下さい。
- (2) 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された方が落札者となった場合において、当該落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとします。

4 入札保証金の返還

- (1) 入札保証金は、開札終了後、または入札を中止したとき返還します。
- (2) 入札保証金は、落札者の申出により返還せずに契約保証金の一部に充当することができます。